

重要な会計方針

1. 有価証券(投資有価証券及び子会社株式を含む)の評価方法及び評価基準
..... 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価方法及び評価基準
仕掛品及び原材料(主要材料) 後入先出法による原価法
製品・商品、半製品、原材料(部分品)及び貯蔵品 総平均法による原価法
3. 固定資産の減価償却方法
有形固定資産 法人税法に規定する方法と同一の基準により、建物については定額法、建物以外については定率法。
なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法の規定に基づき3年間で均等償却している。
無形固定資産 法人税法の規定に基づく減価償却と同一の基準による定額法。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法を採用している。

前期まで投資その他の資産の「その他」に計上していたソフトウェアについては、「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第12号 平成11年3月31日)における経過措置の適用により、従来の会計処理方法を継続して採用している。ただし、同報告により上記に係る、自社利用のソフトウェアについては、当期より投資等の「長期前払費用」から無形固定資産(当期計上 283 百万円)に変更している。
4. 引当金の計上方法
 - (1)貸倒引当金
法人税法に規定する実績繰入率による繰入限度額及び個別判定による貸倒見積額の合計を計上している。
 - (2)債務保証損失引当金
損失発生見込額を計上している。これは、商法第 287条の 2に規定する引当金である。
 - (3)退職給与引当金
従業員の退職金の支給に充てるため、従業員退職金規程に基づく期末自己都合退職金要支給額(厚生年金基金制度及び適格退職年金制度から支給される退職金相当額を控除した金額)の100%相当額を計上している。
なお、過年度に退職金制度の一部について、適格退職年金制度に移行した際の退職給与引当金超過額については過去勤務費用の掛金の期間に対応して取崩し営業費用から控除している。
(会計方針の変更)
従来は、期末自己都合退職金要支給額(厚生年金基金制度及び適格退職年金制度から支給される退職金相当額を控除した金額)の40%相当額を計上する方法によっていたが、当期より上記の方法に変更した。
この変更は、近年の退職給付に関する会計環境の変化に鑑み、将来の退職給付債務の増加に対応すべく、従業員の退職状況、在職者の年齢構成、勤続年数等を調査した結果に基づいて、退職給与引当金残高の見直しを図り、財務内容の健全化と退職金費用のより合理的な配分を図るために行ったものである。
この変更により、前期と同一の基準によった場合に比べ、退職給与引当金繰入額は売上原価で177百万円、販売費及び一般管理費で84百万円それぞれ少なく計上され、過年度相当額が特別損失に6,516百万円計上された結果、営業利益及び経常利益はそれぞれ262百万円多く、税引前当期損失は6,253百万円多く、当期末処理損失は3,626百万円多く計上されている。
 - (4)役員退職慰労引当金
内規に基づく期末要支給額を計上している。これは、商法第 287条の 2に規定する引当金である。
5. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
6. 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。